
水質汚濁の規制及び届出の概要（排水基準編）

工場・事業場から公共用水域に排出される水、また地下に浸透する水の規制については、「水質汚濁防止法」及び「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」により規制されています。

このリーフレットは、工場・事業場に関する水質汚濁関係の規制（主に排水基準）及び届出の概要について作成したものです。

1. 特定施設の届出

法により定められた特定施設（別表1）及び処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（指定地域特定施設）を設置し、公共用水域に排水を排出するもの又は特定地下浸透水を浸透させるものは届出をしなければなりません。

ただし、下記1～3に該当する場合は届出の必要はありません。

1. 当該工場、事業場からの排水（雑排水、雨水等を含む。）及び特定地下浸透水が全くないもの。
2. すべての排水（雑排水、雨水等を含む。）が、合流式の終末処理場に接続する下水道に流入するもの。
3. すべての排水（雑排水、雨水等を含む。）が、別の工場・事業場に流入したり、複数の工場・事業場の排水を共同で処理する処理場に流入するもの。

＊ 1, 2, 3の場合であっても、特定施設で有害物質を使用する場合及び有害物質を貯蔵する施設を設置する場合は届出が必要となります。

＊「**公共用水域**」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共構渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものを除く。）をいいます。

＊特定施設で有害物質を使用する場合及び有害物質を貯蔵する施設を設置する場合は、構造等の基準がかかるため、当リーフレットとあわせて「水質汚濁の規制及び届出の概要（地下水汚染未然防止編）」をご覧ください。

名古屋環境局

特定施設一覧

1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 選鉱施設 - ロ 選炭施設 - ハ 坑水中和でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭47政令346] - イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） - ハ 湯煮施設 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 水産動物原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 脱水施設 - ニ ろ過施設 - ホ 湯煮施設 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 圧搾施設 - ニ 湯煮施設 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 湯煮施設 - ニ 濃縮施設 - ホ 精製施設 - ヘ ろ過施設 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設 7 砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） - ハ ろ過施設 - ニ 分離施設 - ホ 精製施設 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機 10 飲料糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） - ハ 搾汁施設 - ニ ろ過施設 - ホ 湯煮施設 - ヘ 蒸留施設 11 動物飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 圧搾施設 - ニ 真空濃縮施設 - ホ 水洗式脱臭施設 12 動物植物油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 圧搾施設 - ニ 分離施設 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 洗浄施設 - ハ 分離施設 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料浸せき施設 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） - ハ 分離施設 - ニ 洗だめ及びこれに類する施設 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ ろ過施設 - ハ 精製施設 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭56政令327] - イ 原料処理施設 - ロ 湯煮施設 - ハ 洗浄施設 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭56政令327] - イ 水洗式脱臭施設 - ロ 洗浄施設	19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭49政令363] - イ まわ湯煮施設 - ロ 副産物処理施設 - ハ 原料浸せき施設 - ニ 精練機及び精練そう - ホ シルケツト機 - ヘ 漂白機及び漂白そう - ト 染色施設 - チ 薬液浸透施設 - リ のり抜き施設 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 洗毛施設 - ロ 洗化炭施設 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 湿式お染施設 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 - ハ 原料回収施設 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式シーカー [追加＝昭56政令327] 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設 [追加＝昭56政令327] 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭56政令327] - イ 湿式シーカー - ロ 接着機洗浄施設 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 湿式シーカー - ロ 薬液浸透施設 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料浸せき施設 - ロ 湿式シーカー - ハ 碎木機 - ニ 蒸解施設 - ホ 蒸解残渣濃縮施設 - ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 - ト 漂白施設 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） - リ セロハン製膜施設 - ヌ 湿式繊維板成型施設 - ル 廃ガス洗浄施設 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭56政令327] - イ 自動式フィルム現像洗浄施設 - ロ 自動式感光製付印刷版現像洗浄施設 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 分離施設 - ハ 水洗式破砕施設 - ニ 廃ガス洗浄施設 - ホ 湿式集じん施設 25 削除（平29.8.16） 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 洗浄施設 - ロ ろ過施設 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 - ホ 廃ガス洗浄施設 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 遠心分離機 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 - ヌ 廃ガス洗浄施設 - ル 湿式集じん施設 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 湿式アセチレンガス発生施設 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ベンゼン揮発物洗浄施設 - ロ 静置分離器 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 蒸留施設 - ハ 遠心分離機 - ニ ろ過施設	31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 - ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 縮合反応施設 - ロ 水洗施設 - ハ 遠心分離機 - ニ 静置分離器 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 - リ 廃ガス洗浄施設 - ヌ 湿式集じん施設 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ ろ過施設 - ロ 脱水施設 - ハ 水洗施設 - ニ ラテックス濃縮施設 - ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 35 有機ゴム製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 蒸留施設 - ロ 分離施設 - ハ 廃ガス洗浄施設 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 脂肪酸分離施設 - ロ 廃ガス洗浄施設 - ハ 湿式集じん施設 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいひ、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 洗浄施設 - ロ 分離施設 - ハ ろ過施設 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 - ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 - ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 - ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 - チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 - リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 - ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 - ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 - ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 - ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 - カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 - ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 - タ 廃ガス洗浄施設 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料精製施設 - ロ 塩析施設 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1・4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。） [追加＝平24政令147] 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 脱酸施設 - ロ 脱臭施設 40 脂肪硬脂製造業の用に供する蒸留施設 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 洗浄施設 - ロ 抽出施設 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 石灰沈下施設 - ハ 洗浄施設 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 原料処理施設 - ロ 脱水施設 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの - イ 水洗施設 - ロ ろ過施設 - ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 - ニ 廃ガス洗浄施設
---	--	--

47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設 49 農薬製造業の用に供する混合施設 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 滑滑油洗浄施設 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 [追加＝昭56政令327] 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設 [追加＝昭56政令327] 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰スラッジ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。） 55 生コンクリート製造業の用に供するパツチャープラント 56 有機質肥料製造業の用に供する混合施設 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設 58 薬製原料（うお薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設 59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀静電施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀静電施設 ホ 廃ガス洗浄施設 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設 [追加＝昭56政令327] 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設 [追加＝平13政令201] 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） 64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） [追加＝昭51政令122] イ 沈でん施設 ロ ろ過施設 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 66 電気めっき施設 66の2 エチレンオキサイド又は1・4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。） [追加＝平24政令147]	66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭49政令363・改正＝令2政令356] イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設 66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） [追加＝昭63政令252] 66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） [追加＝昭63政令252] 66の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） [追加＝昭63政令252] 66の7 そと店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） [追加＝昭63政令252] 66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） [追加＝昭63政令252] 67 洗濯業の用に供する洗浄施設 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設 68の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭54政令132] イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 [改正＝平2政令15] 69の2 卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の集散地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。） [改正＝平30政令293] イ 卸売場 ロ 仲卸売場 70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。） 70の2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。） [追加＝昭56政令327] 71 自動式車両洗浄施設 71の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるこれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの [追加＝昭49政令363] イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設 71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設 [追加＝昭54政令132] 71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの [追加＝昭56政令327] イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの [改正＝平10政令173] ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設 [追加＝平10政令173] 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。） [追加＝平3政令240・改正＝平11政令120] 71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。） [追加＝平3政令240・改正＝平11政令120] 72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。） 73 下水道終末処理施設 74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）	（参考）法施行規則 （科学技術に関する研究等を行う事業場） 第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物防疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査業に属する事業場 11 商品検査業に属する事業場 12 臨床検査業に属する事業場 13 犯罪鑑識施設 【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 （昭和46年9月23日政令第300号） （産業廃棄物処理施設） 第7条 法第15条第1項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。 1 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの 2 （略） 3 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの 4 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 5 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの 6 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの 7 （略） 8 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの 8の2 （略） 9 （略） 10 （略） 11 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 11の2 （略）
---	--	--

2. 一律排水基準

すべての特定事業場の排水に対して、以下(1)の基準が適用されます。

(1) 人の健康に係る排水基準（排水基準を定める省令（総理府令）別表第一）

（単位：mg/L）

番号	有害物質の種類	許容限度	番号	有害物質の種類	許容限度
1	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03	17	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
2	シアン化合物	シアン 1	18	1,3-ジクロロプロペン	0.02
3	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトシ、EPN）	1	19	チウラム	0.06
4	鉛及び化合物	鉛 0.1	20	シマジン	0.03
5	六価クロム化合物 ※	六価クロム 0.2	21	チオベンカルブ	0.2
6	砒素及びその化合物	砒素 0.1	22	ベンゼン	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	23	セレン及びその化合物	セレン 0.1
	アルキル水銀	検出されないこと	24	ほう素及びその化合物 ※	ほう素 10以下 (海域以外) ほう素 230以下 (海域)
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003			
9	トリクロロエチレン	0.1	25	ふっ素及びその化合物 ※	ふっ素 8以下 (海域以外) ふっ素 15以下(海域)
10	テトラクロロエチレン	0.1			
11	ジクロロメタン	0.2			
12	四塩化炭素	0.02	26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ※	100（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
13	1,2-ジクロロエタン	0.04			
14	1,1-ジクロロエチレン	1			
15	1,2-ジクロロエチレン（シス体）	0.4	27	塩化ビニルモノマー	—
	〃（トランス体）	—			
16	1,1,1-トリクロロエタン	3	28	1,4-ジオキサン	0.5

(2) 生活環境項目に係る排水基準（排水基準を定める省令（総理府令）別表第二）

一日当たりの平均的な排水量が、50m³以上のすべての特定事業場に適用されます。（全国一律排水基準）

（単位：mg/L ただしpH・大腸菌数を除く）

番号	項目	許容限度	番号	項目	許容限度
1	水素イオン濃度（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下	6	フェノール類含有量	5
			7	銅含有量	3
			8	亜鉛含有量 ※	2
			9	溶解性鉄含有量	10
			10	溶解性マンガン含有量	10
			11	クロム含有量	2
2	生物学的酸素要求量（BOD）	160 (日間平均120)	12	大腸菌数	日間平均 800 CFU/mL
3	化学的酸素要求量（COD）	160 (日間平均120)	13	窒素含有量 ※	120 (日間平均60)
4	浮遊物質量（SS）	200 (日間平均150)	14	燐含有量 ※	16 (日間平均 8)
5	ノルマルヘキサン抽出物含有量 ・鉱油類含有量 ・動植物油脂類含有量	5 30			

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- BODについての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用し、CODについての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限り適用する。
- 窒素含有量、燐含有量についての排水基準は、窒素又は燐が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼（名古屋市内においては、牧野池）、及び海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域（名古屋市内においては、名古屋港又は名古屋港に流入する河川等）に排出される排水に限り適用する。

・上記のほか、愛知県の条例による上乗せ排水基準（排水量50m³/日未満の事業場を含む。）が業種、排水量等ごとに適用されます。

・一部項目(※)については、一部の業種に暫定排水基準が適用されています。

詳細については、「水質汚濁関係ハンドブック」をご覧ください。

3. 上乗せ排水基準

全国一律で適用される一律排水基準のほか、愛知県の定めた「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」(昭和47年3月、愛知県条例第4号)により、事業場の業種、排水量、水域、設置時期、下水道処理区域の内外等ごとに上乗せ排水基準が適用されます。

○名古屋港・庄内川等水域

工場又は事業場		業 種		項目及び許容限度 (mg/ℓ)							適用日				
				CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	適用期間			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種		—	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1	S48. 6. 24			
	その他	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50m ³ /日以上	—	130 (110)	—	160 (120)	—	—	—	—	S58. 1. 1			
			20m ³ /日以上	—	160 (120)	—	200 (150)	—	—	—	—				
			50m ³ /日未満	—	160 (120)	—	200 (150)	—	—	—	—				
		畜産食料品製造業	乳製品製造業	—	80 (60)	—	30 (20)	—	10	—	—	S48. 6. 24			
			その他	—	120 (100)	—	90 (70)	—	10	—	—				
		水産食料品、調味料、めん類の製造業		—	120 (100)	120 (100)	90 (70)	—	10	—	—				
		野菜、果実を原料とする保存食料品製造業		—	120 (100)	—	40 (30)	—	10	—	—				
		小麦粉、パン若しくは菓子の製造業又は製あん業		—	80 (60)	80 (60)	80 (60)	—	—	—	—				
		飲料製造業	ビール製造業	—	40 (30)	—	30 (20)	—	—	0. 5	—				
			清酒製造業	—	120 (100)	—	90 (70)	—	10	—	—				
			蒸留酒又は焼酎の製造業	—	160 (120)	—	120 (100)	—	10	—	—				
			その他	—	60 (50)	—	70 (50)	—	10	—	—				
		動物系飼料、有機質肥料の製造業		—	160 (120)	—	200 (150)	—	10	—	—				
		動植物油脂製造業		—	100 (80)	40 (30)	80 (60)	—	20	—	—				
		澱粉、ブドウ糖、水飴の製造業		—	120 (100)	40 (30)	90 (70)	—	10	—	—				
		冷凍調理食品製造業		—	50 (40)	—	70 (50)	—	10	—	—	S58. 1. 1			
		繊維工業、繊維製品製造業	毛紡績業、製毛業 (洗毛施設を有するものに限る)		毛織物工業	—	120 (100)	—	180 (150)	—	—	—	—	S48. 6. 24	
						染色	—	50 (40)	—	50 (40)	—	10	1		—
						整理業	—	100 (80)	—	100 (80)	—	10	1		—
						その他	—	100 (80)	—	100 (80)	—	10	—		—
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業		—	70 (50)	70 (50)	90 (70)	—	—	1	—	S58. 1. 1			
		パルプ、紙、紙加工品製造業	板紙製造業	—	120 (100)	—	180 (150)	—	—	—	—	S48. 6. 24			
			湿式繊維板製造業	—	—	160 (120)	50 (40)	—	—	—	—				
			その他	—	90 (70)	—	120 (100)	—	—	0. 5	—				
		新聞業、出版業、印刷業、製版業		—	25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	1	S58. 1. 1			
		化学工業	医薬品製造業	—	40 (30)	—	60 (50)	—	10	0. 5	—	S48. 6. 24			
			その他	—	30 (20)	60 (50)	40 (30)	3	—	1	—				
		石油精製業(潤滑油再生業を含む)		—	—	30 (20)	30 (20)	—	—	—	—	S58. 1. 1			
		ゴム製品製造業		—	25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	—				
		窯業、土石製品製造業、非金属鉱業	窯業原料 (うわ薬原料を含む) 精製業	50m ³ /日以上	—	25 (20)	—	200 (150)	2	—	—	—	S48. 6. 24		
	10m ³ /日以上			—	25 (20)	—	300 (250)	2	—	—	—				
	50m ³ /日未満			—	25 (20)	—	300 (250)	2	—	—	—				
	その他			—	25 (20)	30 (20)	150 (120)	2	—	—	—				
	鉄鋼業	10万m ³ /日以上	0. 5	—	20 (15)	30 (20)	2	—	1	1	S49. 10. 1				
		50m ³ /日以上 10万m ³ /日未満	—	25 (20)	25 (20)	40 (30)	2	—	1	1	S48. 6. 24				
	非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業 (武器製造業を含む)		—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	—	—	—	1	S48. 6. 24				
	ガス供給業		—	90 (70)	40 (30)	30 (20)	3	—	1	—	S58. 1. 1				
	水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの		—	25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	—					
	酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの、電気処理施設を有するもの		—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	—	—	—	1	S48. 6. 24				
	旅館業		—	90 (70)	90 (70)	90 (70)	—	—	—	—	S58. 1. 1				
	病院		—	40 (30)	—	90 (70)	—	—	—	—					
	と畜業		—	80 (60)	—	80 (60)	—	—	—	—	S48. 6. 24				
	地方卸売市場		—	50 (40)	—	70 (50)	—	10	—	—	S58. 1. 1				
	廃油処理施設を有するもの		—	—	25 (20)	30 (20)	1	—	1	1	S48. 6. 24				
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設(自動式車両洗淨施設を除く)を有するもの		—	50 (40)	—	70 (50)	—	—	—	—	S58. 1. 1				
	自動式車両洗淨施設を有するもの		—	25 (20)	—	70 (50)	—	—	—	—	S48. 6. 24				
	科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの		—	40 (30)	40 (30)	90 (70)	—	—	—	—	S58. 1. 1				
	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		—	40 (30)	—	50 (40)	—	—	—	—					
	産業廃棄物処理施設を有するもの		—	25 (20)	—	30 (20)	3	—	1	1					
	し尿処理施設を有するもの		—	(30)	(30)	(70)	—	—	—	—		S48. 6. 24			
	下水道終末処理施設を有するもの	岩塚下水処理場	—	(60)	—	(120)	—	—	—	—	S48. 4. 1から規則で定める日まで				
			—	(20)	—	(70)	—	—	—	—	規則で定める日				
			その他	—	(20)	(20)	(70)	—	—	—	—	S48. 4. 1			

(その2)

工場又は事業場		業 種	項目及び許容限度(mg/ℓ)								適用日	
			CN	BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	適用期間	
新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0. 5	1	S48. 4. 1	
	その他の地域	全業種(畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、食料品製造業(ビール製造業、冷凍調理食品製造業を除く。)、繊維工業、繊維製品製造業、鉄鋼業、旅館業、廃油処理施設を有するもの、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	0. 5	1	S48. 4. 1	
		畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	—	90 (70)	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		食品製造業 (ビール製造業、冷凍調理食品製造業を除く。)	乳製品製造業	—	50 (40)	40 (30)	30 (20)	—	10	—	—	S48. 4. 1
			野菜、果実を原料とする保存食料品製造業	—	50 (40)	40 (30)	40 (30)	—	10	—	—	
			動植物油脂、澱粉、ブドウ糖、水飴の製造業	—	50 (40)	40 (30)	50 (40)	—	10	—	—	
			その他	—	50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	10	—	—	
		繊維工業、繊維製品製造業	—	50 (40)	50 (40)	40 (30)	—	10	1	—		
		鉄鋼業	10万㎡/日以上	0. 5	25 (20)	20 (15)	30 (20)	2	—	0. 5	1	S48. 4. 1
			20㎡/日以上	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	—	0. 5	1	
			10万㎡/日未満	—	40 (30)	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—	
		旅館業	—	25 (20)	25 (20)	30 (20)	1	10	0. 5	1	S48. 4. 1	
		廃油処理施設を有するもの	—	40 (30)	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—		
		し尿処理施設を有するもの	—	25 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—		

* () 内は日間平均。以下同じ。

○名古屋市内水域

工場又は事業場		業種	項目及び許容限度 (mg/ℓ)						適用日 適用期間		
			BOD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅			
既設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1	S47. 10. 1		
	その他の地域	畜産農業、サービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）	50m ³ /日以上	130 (110)	160 (120)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
			20m ³ /日以上	160 (120)	200 (150)	—	—	—	—		
			50m ³ /日未満	—	—	—	—	—	—		
		食料品製造業	パン若しくは菓子の製造、製あん業		80 (60)	80 (60)	—	10	—	—	S47. 10. 1
					飲料製造業	清酒製造業	120 (100)	90 (70)	—	—	
			その他	60 (50)		30 (20)	—	10	—	—	
				90 (70)	70 (50)	—	10	—	—	—	
		繊維工業、繊維製品製造業	染色整理業		50 (40)	60 (40)	—	10	1	—	S47. 10. 1
					100 (80)	60 (40)	—	10	1	—	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業		70 (50)	90 (70)	—	—	1	—	S58. 1. 1	
		木材薬品処理業		40 (30)	90 (70)	3	—	1	1	S47. 10. 1	
		湿式繊維板製造業		100 (80)	80 (60)	—	—	1	—	S48. 4. 1	
		化学工業		100 (80)	70 (50)	3	—	—	—	S47. 10. 1	
		石油精製業（潤滑油再生業を含む）		30 (20)	30 (20)	—	—	—	—		
		窯業、土石製品製造業	窯業原料精製業	25 (20)	180 (150)	2	—	—	—		
			その他	25 (20)	30 (20)	2	—	—	—		
		鉄鋼業		25 (20)	30 (20)	2	—	1	1		
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業（武器製造業を含む）		25 (20)	30 (20)	—	—	—	1		
		ガス供給業、コークス製造業		90 (70)	80 (60)	—	—	—	—	S48. 4. 1	
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの又は電気メッキ施設を有するもの		25 (20)	30 (20)	—	—	—	1	S47. 10. 1	
		旅館業		90 (70)	90 (70)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
	病院		40 (30)	90 (70)	—	—	—	—	S48. 4. 1		
	と畜業、死亡獣畜取扱業		80 (60)	80 (60)	—	—	—	—			
	自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの（自動式車両洗浄施設を除く）		50 (40)	70 (50)	—	—	—	—	S58. 1. 1		
	自動式車両洗浄施設を有するもの		25 (20)	70 (50)	—	—	—	—	S47. 10. 1		
	科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの		40 (30)	90 (70)	—	—	—	—	S58. 1. 1		
	一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		40 (30)	50 (40)	—	—	—	—			
	し尿処理施設を有するもの		(30)	(70)	—	—	—	—	S47. 10. 1		
	下水道終末処理施設を有するもの	西山、名城、柴田下水処理場	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—	S48. 4. 1		
		堀留下水処理場	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—	S48. 10. 1		
		その他	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—	S47. 4. 1		
新設の工場又は事業場	下水道処理区域	全業種	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	S47. 4. 1		
	その他の地域	全業種（畜産農業、サービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。）		25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	S47. 4. 1	
		畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。）		90 (70)	100 (80)	—	—	—	—	S58. 1. 1	
		旅館業		40 (30)	70 (50)	—	—	—	—	S47. 4. 1	
		し尿処理施設を有するもの		40 (30)	80 (60)	—	—	—	—		
		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)	70 (50)	—	—	—	—		

○衣浦湾・境川等水域

工場又は事業場		業 種	項目及び許容限度 (mg/ℓ)									適用日 適用期間
			BOD	COD	SS	鉱油	動植物油	フェノール類	銅	鉄	マンガン	
既設の工場又事業場	下水道処理区域	全業種	25 (20)	25 (20)	70 (50)	5	10	1	1	—	—	S47. 10. 1
	その他の地域	畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)	50m ³ /日以上	130 (110)	—	60 (120)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
			20m ³ /日以上 50m ³ /日未満	160 (120)	—	200 (150)	—	—	—	—	—	
		食料品製造業	みそ、醤油又は水飴の製造業	120 (100)	120 (100)	90 (70)	—	10	—	—	—	S47. 10. 1
			パン若しくは菓子の製造業、製あん業	80 (60)	—	80 (60)	—	10	—	—	—	S47. 4. 1 から規則で定める日まで
				30 (20)	—	30 (20)	—	10	—	—	—	規則で定める日
			飲料	清酒製造業	120 (100)	—	90 (70)	—	—	—	—	S47. 10. 1
			製造業	蒸留酒製造業	160 (120)	160 (120)	70 (50)	—	—	—	—	S47. 4. 1
			業	その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)	—	—	—	—	S47. 10. 1
			動植物油脂製造業	40 (30)	—	80 (60)	—	20	—	—	—	S47. 10. 1
			澱粉、化工澱粉製造業	80 (60)	80 (60)	90 (70)	—	5	—	—	—	
			冷凍調理食品製造業	50 (40)	—	70 (50)	—	10	—	—	—	S58. 1. 1
			その他	60 (50)	60 (50)	70 (50)	—	10	—	—	—	S47. 10. 1
		紡績業	洗毛施設を有するもの	120 (100)	—	180 (150)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1
			その他	100 (80)	100 (80)	100 (80)	—	10	—	—	—	
		染色整理業		50 (40)	50 (40)	50 (40)	—	10	—	—	—	
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業、パーティクルボード製造業		70 (50)	70 (50)	90 (70)	—	—	1	—	—	S58. 1. 1
		新聞業、出版業、印刷業、製版業		25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	1	—	
		化学工業	発酵工業	—	90 (70)	70 (50)	—	5	—	—	—	S47. 10. 1
			その他	60 (50)	60 (50)	40 (30)	3	—	1	—	—	
		窯業、土石製品製造業	電気用陶磁器製造業	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	—	—	—	—	S47. 10. 1
			その他	25 (20)	25 (20)	150 (120)	2	—	—	—	—	
		鉄鋼業		25 (20)	25 (20)	40 (30)	2	—	1	1	—	S48. 4. 1
		非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業（武器製造業を含む）		25 (20)	25 (20)	30 (20)	—	—	—	1	5	S47. 10. 1
		水道施設、工業用水道施設、自家用工業用水道の施設を有するもの		25 (20)	—	30 (20)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
		酸若しくはアルカリによる表面処理施設を有するもの、電気メッキ施設を有するもの		25 (20)	25 (20)	30 (20)	—	—	—	1	5	S47. 10. 1
		旅館業		90 (70)	90 (70)	90 (70)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
		病院		40 (30)	—	90 (70)	—	—	—	—	—	
		と畜業、死亡獣畜取扱業		80 (60)	—	80 (60)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1
		地方卸売市場		50 (40)	—	70 (50)	—	10	—	—	—	
		自動車分解整備事業の用に供する洗車施設を有するもの(自動式車両洗浄施設を除く)		50 (40)	—	70 (50)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
		自動式車両洗浄施設を有するもの		30 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1
		科学技術に関する研究、試験、検査、専門教育を行うもの		40 (30)	—	90 (70)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
		一般廃棄物処理施設である焼却施設を有するもの		40 (30)	—	50 (40)	—	—	—	—	—	
		産業廃棄物処理施設を有するもの		25 (20)	—	30 (20)	3	—	1	1	—	
		し尿処理施設を有するもの		(30)	(30)	(70)	—	—	—	—	—	S47. 10. 1
		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)	—	90 (70)	—	—	—	—	—	
新設の工場又事業場	下水道処理区域	全業種	25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	5	5	S47. 4. 1
	その他の地域	全業種(畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、旅館業、し尿処理施設を有するもの、下水終末処理施設を有するものを除く。)		25 (20)	25 (20)	30 (20)	2	10	1	1	5	
		畜産農業、サービス業(豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)		90 (70)	90 (70)	100 (80)	—	—	—	—	—	S58. 1. 1
		旅館業		40 (30)	40 (30)	70 (50)	—	—	—	—	—	S47. 4. 1
		し尿処理施設を有するもの		40 (30)	40 (30)	80 (60)	—	—	—	—	—	
		下水道終末処理施設を有するもの		25 (20)	25 (20)	70 (50)	—	—	—	—	—	

1 全水域 備考

- 1 「既設の工場又は事業場」とは
 - (1) S48. 3. 31 (名古屋市内水域、衣浦湾・境川水域等水域は S47. 3. 31) において現に特定施設 (S57. 7. 1 における政令別表第 1 [(2) を除く]) を設置している工場又は事業場 (設置の工事をしているものを含む。)
 - (2) S57. 12. 31 において追加特定施設のみを現に設置している工場又は事業場 (設置の工事をしているものを含む。)
- 2 「新設の工場又は事業場」とは

特定施設を設置した工場又は事業場のうち、既設の工場又は事業場以外のもの。
- 3 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたもの。
- 5 排水基準を定める総理府令別表第 2 に掲げる排水基準 (一律排水基準) でこの表に上乗せ排水基準の定めのないものは、**新設の工場又は事業場のうち一日当たりの平均的な排出水の量が 20m³ 以上のものに係る排出水について適用する。**
- 7 第 1 号 (2) に規定する施設を設置することにより新設の工場又は事業場となったもので、この表に掲げる上乗せ排水基準の適用の日が「S48. 4. 1」とあるものについては「S58. 1. 1」とする。
- 8 1 の工場又は事業場が 2 以上の業種に属する場合にあっては、主たる事業の属する業種にかかる上乗せ排水基準を適用する。

2 名古屋港・庄内川等水域 備考

- 1 「下水道処理区域」とは、下水道法第 2 条第 8 号に規定する処理地域。
- 2 BOD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について適用。
COD についての上乗せ排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水について適用。
- 3 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
 - (1) 既設
 - ア 畜産農業及びサービス業 (豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。)、染色整理業 20m³ 以上
 - イ 窯業原料精製業 10m³ 以上
 - ウ 非金属鉱業 (窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - エ 上記以外 50m³ 以上
 - (2) 新設
 - ア 窯業原料精製業 10m³ 以上
 - イ 非金属鉱業 (窯業原料精製業を除く)、と畜業、し尿処理施設のみを有する工場又は事業場すべて
 - ウ 上記以外 20m³ 以上
- 4 1 の備考第 1 号 (2) に掲げる工場又は事業場で、上乗せ排水基準の適用の日が「S48. 6. 24」とあるものは「S58. 1. 1」とする。
- 5 既設の工場又は事業場で上乗せ排水基準の適用の日後特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき (特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。) は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は付表の算式により算出して得られる値とする。
- 6 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定は準用する。

3 名古屋市内水域 備考

- 1 この表に掲げる上乗せ排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が以下の工場又は事業場について適用する。
 - (1) 既設
 - ア 畜産農業及びサービス業 (豚房施設、牛房施設、馬房施設をその業の用に供するものに限る。) 20m³ 以上
 - イ 上記以外 50m³ 以上
 - (2) 新設 20m³ 以上
- 2 S43. 9. 11 後において特定施設を設置した工場又は事業場であって、政令附則第 3 項及び第 4 項の規定により排水基準を定める総理府令附則第 2 項の水質基準の適用を受けるものについては、新設の工場又は事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。
- 3 既設の工場又は事業場に S48. 4. 1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき (特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。) は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、SS についての許容限度は付表の算式により算出して得られる値とする。
- 4 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、4 号の規定は準用する。
 - 1 の備考第 1 号 (1) 中「S48. 3. 31」は「S47. 3. 31」、1 の備考第 7 号中「S48. 4. 1」は「S47. 4. 1」、2 の備考第 4 号中「S48. 6. 24」は「S47. 10. 1」とする。

4 衣浦湾・境川等水域 備考

- 1 溶解性鉄含有量及び溶解性マンガン含有量についての上乗せ排水基準は、刈谷市の上水道水源よりも上流の境川に排出される排出水について適用する。
- 2 既設の工場又は事業場に S48. 4. 1 後に特定施設を設置した場合で、特定施設の設置に伴い排出水の量が増加することとなるとき (特定施設の設置後の一日当たりの平均的な排出水の量が 1000m³ 未満であるときを除く。) は、特定施設の設置の日以後において適用される上乗せ排水基準のうち BOD、COD、SS についての許容限度は付表の算式により算出して得られる値とする。
- 3 1 の備考第 1、2、3、5、7、8 号の規定、2 の備考第 1、2、4 号の規定、3 の備考第 1 号の規定は準用する。
 - 1 の備考第 1 号 (1) 中「S48. 3. 31」は「S47. 3. 31」、1 の備考第 7 号中「S48. 4. 1」は「S47. 4. 1」、2 の備考第 4 号中「S48. 6. 24」は「S47. 10. 1」とする。

付 表

$$\frac{A \cdot a + B \cdot b}{a + b}$$

この算式において、A、a、B、b はそれぞれ次の値を表すものとする

- | | |
|---|--|
| A | 当該特定施設の設置の工事の着手の日に適用されている許容限度 |
| a | 当該特定施設を設置する前の一日当たりの平均的な排出水の量 |
| B | 当該工場又は事業場を新設の工場又は事業場とみなした場合において適用されるべき許容限度 |
| b | 当該特定施設の設置に伴い増加する一日当たりの平均的な排出水の量 |

4. 特定施設の届出等

○公共用水域に水を排出する工場や事業場が、特定施設を設置したり、構造等を変更しようとする場合は、以下の届出が必要になります。

届出の種類	届出書（様式）	内 容	届出の期間
設置の届出	特定施設設置（使用、変更） 届出書 （様式第1）	工場等に特定施設を新たに設置しようとする場合	届出が受理されてから60日経過後でなければ設置できない。 （工事開始60日前）
使用の届出		施設が法律の改正等により新たに特定施設になった際、既にその施設を工場等に設置している場合	当該施設が特定施設となった日から30日以内
構造等の変更		添付する書類、①～⑤に関して変更する場合（下記参照）	届出が受理されてから60日経過後でなければ構造等の変更ができない。（工事開始60日前）

＊添付する書類

- ①特定施設の構造（形式、構造、主要寸法、能力）、関連する主要機械、主要装置の配置、工事の着手・完成予定・使用開始の年月日等（別紙1、別紙1の2）
- ②特定施設の使用の方法（別紙2）
- ③汚水等の処理の方法（別紙3）
- ④排出水の汚染状態及び量（別紙4）
- ⑤排出水の排水系統別の汚染状態及び量（別紙5）
- ⑥用水及び排水の系統（別紙6）
- ⑦その他
 - ・工場、事業場の概要、全体の配置図
 - ・特定施設の構造図、操業の系統図
 - ・污水处理施設の構造図、処理の系統図、汚水等の集水及び導水の系統図、設計計算書等

○特定施設の届出者の変更、廃止等には以下の届出が必要となります。

届出の種類	届出書（様式）	内 容	届出の期間
氏名等の変更	氏名等変更届出書 （共通様式）	工場等の名称又は所在地に変更があった場合。 届出者の氏名、名称、住所又は法人にあっては代表者の氏名に変更があった場合。	変更があった日から30日以内
廃止の届出	廃止届出書（共通様式）	特定施設の使用を廃止する場合	廃止した日から30日以内
承継の届出	承継届出書（共通様式）	届出者から、届出工場等に設置されている特定施設を譲り受け、又は借り受けた場合。届出者について相続又は合併があった場合。	承継があった日から30日以内

○指定地域内事業場（総量規制の指定地域内の特定事業場で平均的な排出水の量が50m³/日以上のもの）に該当する場合、以下の届出が必要になります。（名古屋市内は、全域が指定地域内）

届出の種類	届出書（様式）	内 容	届出の期間
汚濁負荷量の測定手法の届出	汚濁負荷量測定手法届出書（様式第10）	指定地域内事業場で平均排水量が50m ³ /日以上 上の工場等	事前に

＊届出書は「名古屋市ホームページ（<http://www.city.nagoya.jp/>）「申請書等のダウンロード」」からダウンロードできます。

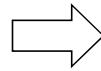
5. 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の概要

(1) 小規模工場等の設置者の責務

下記のような工場等を対象とし、排水水について責務規定があります。

小規模工場等

- ① 水質汚濁防止法の特定事業場以外の工場等
② 平均的な排水量が50m³/日未満の工場等
(COD、窒素及びりんについて、県条例の上乗せの排出基準が適用されるものを除く。)



排水水に対する責務規定

項 目	許容限度 (排水水 1ℓあたり)
化学的酸素要求量	160mg
窒素含有量	120mg
りん含有量	16mg

(2) 建設工事における排水対策

建設工事に伴い、公共用水域に汚水又は廃液を排出しようとする者は、公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければいけません。

事業者の皆様には、建設工事現場が下水道処理区域か管路センターにて確認していただき、次のことに留意され、汚水等を河川や海などに排出しないようにお願いします。

[下水道処理区域内の場合]

下水道に接続してください。

下水道に接続するには、手続きが必要となりますので所管の上下水道局各管路センターにご相談下さい。

管 路 事 務 所	電 話	担当区
東部管路センター	☎ 721-2275	千種、東、中、守山、名東
北部管路センター (稲西事務所)	☎ 412-1291	北、西、中村
西部管路センター	☎ 652-2360	熱田、中川、港、南
南部管路センター	☎ 629-5961	昭和、瑞穂、緑、天白

[下水道処理区域外の場合]

沈殿槽等の処理施設を設置し、下記表の値を目安に処理して排水してください。

項 目	目 安
外観	異常な着色又は発泡がみとめられないこと
水素イオン濃度	5.8～8.6
浮遊物質	200 mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/ℓ

*この値は目安であり、排水量が多く河川等に与える影響が大きい場合は、この限りではありません。

河川・水路等に接続するには、手続きが必要となりますので詳しくは緑政土木局河川管理課(☎972-2882)へご相談下さい。

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

詳しくは環境局大気環境対策課（☎972-2674）までお問い合わせください。

名古屋市公式ウェブサイト(<http://www.city.nagoya.jp>)

資金融資

サイト内検索

届出・ご相談・お問い合わせ先

○西区公害対策課 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所5階)	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3
○港区公害対策課 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健センター3階)	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3
○南区公害対策課 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2
○名東区公害対策課 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8

届出書は名古屋市ホームページからダウンロードできます。

名古屋市公式ウェブサイト
<http://www.city.nagoya.jp/index.html>

↓
電子申請等
「申請書等のダウンロード」
↓
環境保全・廃棄物
「事業者向けの環境保全・廃棄物に関する申請書・届出書ダウンロード」
↓
環境保全に関する法律・条例等の
届出書・申請書（総目次）
↓
「水質関係」

または、

環境保全

目次

サイト内検索



名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

☎ 052-972-2675 (直通)

Fax 052-972-4155

(令和7年4月)